

令和元年 11月5日(火) から届出を受け付けます

# 住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカードに 旧姓きゅううじが併記できます

11月5日から住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカードへ旧姓（旧氏）を現在の氏と併記できるようになります。

旧姓併記は、保険・携帯電話の契約や銀行口座を旧姓のまま引き続き使いたい際に役立ちます。また、就職・転職時などの場面でも旧姓で本人確認ができます。

印鑑登録証明書に旧姓併記することで、旧姓の実印を使い続けることができます。

住民票			
氏名	生年月日	性別	続柄
旧氏			
住所			
本籍			筆頭者
前住所			

ここに旧姓！  
入ります！



ここに旧姓！  
入ります！

印鑑登録証明書			
印影	氏名	生年月日	性別
	旧氏		

ここに旧姓！  
入ります！

カードをお持ちの方は、  
追記欄に旧姓が  
追記されます

## 旧姓併記についての Q & A

Q 旧姓はいくつ併記できますか？  
A 1人に1つだけ旧姓併記が可能です。

Q 申請場所はどこですか？  
A 住民登録している市町村になります。

Q 申請には何が必要ですか？  
A 希望する旧姓の記載されている戸籍からと現在の氏が記載されている戸籍に至るまでの全ての戸籍謄本など、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）が必要になります。

Q 住民票、印鑑登録証、マイナンバーカードのどれか一つだけ旧姓を非表示とすることはできますか？  
A 左記3つすべてに旧姓が表示されます。どれか1つだけ非表示にすることはできません。

※詳細は、総務省ホームページ「住民票、マイナンバーカード等への旧氏の併記について」  
[https://www.soumu.go.jp/main.jichi\\_gyosei/daityo/kyuuji.html](https://www.soumu.go.jp/main.jichi_gyosei/daityo/kyuuji.html)

【問合わせ】  
三戸町役場 住民福祉課 戸籍班 ☎ 20-1151